民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年6月18日(火) 午前9時57分~午前10時16分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信 委 員 大久保主計 委 員 荒川 洋平 委 員 郷内 良治 委 員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 説明のため 健康福祉部長 林 喜 幸 5 小 出席をした 健康福祉部次長 早 坂 浩 輝 兼社会福祉課長 者の職氏名 常 保険年金課 下 Ш 惠 社会福祉課長補佐 開 潤 新 保険年金課長補佐 松 浦 良 勝 社会福祉課主幹 板 成 橋 福 祉 係 長 保険年金課主幹 佐々木 里 香 兼国民健康保険係長
- 事務局職員 務 局 6 事 長 相 澤 幸 也 次 長 加 藤 勤 主幹兼庶務係長 佐 藤 子 恵

7 付議事件

- (1) 議案第52号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第54号 名取市心身障害者医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例

午前9時57分 開会

○委員長(小野寺美穂) 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条 例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第52号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。菊地 忍委員。

- ○委員(菊地 忍) 令和元年度も延長するということですが、いわゆる上位 所得者、合計600万円を超える方は減免がされないわけですが、現在把握され ている減免される世帯と減免されない世帯について、伺います。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、保険年金課長。
- ○保険年金課長(下山常恵) 平成31年3月1日現在で、減免される対象者は45世帯89名です。また所得600万円を超える世帯は1世帯2名と捉えております。
- ○委員長(小野寺美穂) 菊地 忍委員。
- ○委員(菊地 忍) 今おっしゃった世帯数人数については、震災から8年が経過して、減ってきているのか傾向についてあわせて伺います。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、保険年金課長。
- ○保険年金課長(下山常恵) 対象となる世帯ですが、転入出がありますので、 市としては減ってきているということではなく、大体同じ推移と捉えていると ころです。
- ○委員長(小野寺美穂) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野寺美穂) ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結い たします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野寺美穂) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた します。

これより議案第52号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長(小野寺美穂) 起立全員であります。よって、議案第52号は原案の とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 名取市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。荒川洋平委員。

- ○委員(荒川洋平) 施行期日は令和元年10月1日となっていますが、心身障害者医療費受給者証の交付手続、交付及び医療費の助成はあくまで10月1日からしか出来ないということになるのでしょうか、伺います。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) 改正条例附則第3項に準備行為について定めており、「施行日において改正後の第3条の規定により新たに助成の対象となる者又はその保護者は、施行日前においても、第5条に規定する受給資格の登録の申請を行うことができる」としております。施行後のスケジュールですが、7月から8月にかけて対象者へ周知し、登録の案内をいたします。医療機関にも説明し、9月中には受給者証及び助成申請書を送付し、10月からの受診に間に合うよう準備を進めてまいりたいと考えております。なおその後も、申請漏れや遅れている方に順次、御案内をしてきたいと対応を考えております。
- ○委員長(小野寺美穂) 荒川洋平委員。
- ○委員(荒川洋平) 対象者は57名と本会議において説明がありましたが、見込んでいる予算は、あくまで令和元年10月から3月末までの分ということでし

ようか。

- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) 対象者は57名と見込んでおりますが、今回補正 予算に計上しているのは、人数の増を加味して65名で算定しています。本会議 でも医療費支給の方法を償還払いと説明しておりますが、年度内の予算として は10月から12月分診療分までを見込んでおります。歳出として223万6千円を、 歳入として2分の1の県補助金、111万7千円を計上しております。
- ○委員長(小野寺美穂) ほかにありませんか。大久保主計委員。
- ○委員(大久保主計) 障がい者に対する医療費助成制度は各自治体によりさまざまですが、今回、市として対象者の拡大を精神障害者手帳1級の手帳所持者とした根拠について、伺います。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) この事業には、宮城県から2分の1の補助金が出ています。宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の改正に合わせて、対象者を設定したものです。昨年から県の中でも担当課長などを集めて、この件について話し合いがなされてきました。宮城県を除く先行して実施している県においても、精神障害者医療費助成の対象は1級としているのが大半であり、2級まで拡大するとかなり対象範囲が広がり、それは県の財政負担の要素にもなるということで、県としても1級と決定したという経緯があります。市としてもそれに準じた形であります。
- ○委員長(小野寺美穂) 大久保主計委員。
- ○委員(大久保主計) 名取市心身障害者医療費の助成に関する条例の目的に 経済的負担の軽減とありますが、その目的に対して、今回の改正時に、精神障 害者手帳2級の手帳所持者を加える、または療育手帳B及び職親に関する限定 を外す、という庁内で検討した経緯はあったのでしょうか。それとも県の改正 をそのまま準用したということになるのでしょうか。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) ただいま御質疑があった件につきましては、担当課で現状の把握を行い、検討を行いました。平成31年3月31日現在において、精神障害者手帳1級の手帳所持者が53名、2級が265名と把握しております。

宮城県補助要綱の改正にある1級までは、県の補助対象となりますが、2級とした際の265名は全額市の負担となります。今回の改正では、市の財政負担を 考慮し、今回は県補助対象としたところです。

- ○委員長(小野寺美穂) ほかにありませんか。菊地 忍委員。
- ○委員(菊地 忍) 第2条第1項第2号で伺います。現在名取市で、療育手帳B所持者のうち職親に委託されている方がいるのかについて伺います。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) 職親に委託されている者については、知的障害者福祉法で定められております。条文では、「知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であって、市町村長が適当と認めるもの」、とあります。現在市内には職親をお願いしているところはありません。現在宮城県内には2名いると確認しております。
- ○委員長(小野寺美穂) 菊地 忍委員。
- ○委員(菊地 忍) これまでも職親に委託している方は、療育手帳Bを所持する方であっても心身障害者医療費助成の対象でありました。先ほど周知の話がありましたが、本市のホームページでは、この心身障害者医療費助成の対象者について明記がありますが、この職親に委託されている者で療育手帳Bの所持者という部分が漏れています。本来であれば医療費助成の対象となるのであれば、職親に委託することが想定されていたのに、助成の対象とならないならいいやと、職親の委託を申請していなかったということも考えられるのではないかと思います。この部分の周知について今後どのように進めていくのか、伺います。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) 今、御指摘があったとおり、ホームページ上においては、この部分の記載がありません。今回この条例が可決された後に、改めて対応を検討していきたいと考えております。
- ○委員長(小野寺美穂) ほかにありませんか。大久保主計委員。
- ○委員(大久保主計) 対象者が57名というのは、精神障害者1級の手帳所持者の数ですか、それとも1級手帳所持者のうち所得条件に合致する方の人数ですか。

- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) 57名というのは1級手帳所持者です。この数字 につきましては、宮城県の精神保健福祉センターに確認した人数です。
- ○委員長(小野寺美穂) 大久保主計委員。
- ○委員(大久保主計) 平成29年度の市政の成果では、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者は84名でした。57名というのは数字として大分離れていますが、その人数は減ったということでしょうか。またその57人から所得制限により対象から外れるということもあると思いますが、もう少し説明をお願いします。
- ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) 障がい者の認定は市が最終的に認定しているものではなく、57名というのは宮城県に確認をして、把握しているところです。 人数については、転出や死亡などによる減が想定されます。所得制限については今後確認する必要がありますが、現時点では、母数として手帳所持者数として捉えているところです。
- ○委員長(小野寺美穂) ほかにありませんか。大久保主計委員。
- ○委員(大久保主計) 生活保護受給者は対象から除かれると思います。支給 対象者は把握しきれていないと御答弁から察しますが、57名の名簿が分かって いるのであれば、そのうち生活保護受給者がいるかどうかは確認していますか。 ○委員長(小野寺美穂) 答弁、社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(早坂浩輝) あくまで認定者ということで数字を把握しており、受給条件というものではない数字です。この対象者の中に生活保護受給者がいるのは承知しておりますが、今後の作業において精査し、最終的な受給対象者という数字でもって対応していきたいと考えております。
- ○委員長(小野寺美穂) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野寺美穂) ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結い たします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野寺美穂) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた

します。

これより議案第54号 名取市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長(小野寺美穂) 起立全員であります。よって、議案第54号は原案の とおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第52号及び議案第54号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小野寺美穂) 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書 の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時16分 散会

令和元年6月18日 民生教育常任委員会 委員長 小野寺 美穂